



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行: ウィステリア社労士事務所

〒552-0007 大阪市港区弁天 1-2-1 大阪ベイトワ-14F

1
2026重要・
要確認

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認しておきましょう

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等（基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正）が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか？ 以下で、その注意点を整理しておきます。

.....令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点.....

注意点① 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更

令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

〈補足〉令和8年分以降の「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

注意点③ 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。

〈補足〉「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

★令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うことになります。新たな扶養控除等（異動）申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。必要であれば、国税庁の「令和8年分 源泉徴収税額表」のダウンロードページの URL をお伝えしますので、気軽にお声掛けください。

注目

高市政権で初の総合経済対策を決定

令和7年11月下旬、高市政権では初の経済対策となる「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が決定されました。この総合経済対策の規模は、21.3兆円程度（①一般会計の歳出：17.7兆円程度、②減税：2.7兆円程度、③特別会計：0.9兆円程度）で、昨年度の総合経済対策を大きく上回る規模となっています。

.....「強い経済」を実現する総合経済対策の3つの柱と気になる施策.....

□ この総合経済対策の3つの柱

- 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応
- 第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
- 第3の柱：防衛力と外交力の強化



□ 気になる施策(主に企業実務に影響をあたえそうなもの)

第1の柱では、足元の物価高への対応、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を図ることとしています。具体的な施策をみると、次ページのような内容も盛り込まれています。

(次ページへ続く)

- 賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。
- 物価高の影響を受ける中低所得者の支援のため、給付付き税額控除の制度設計に着手するとともに、基礎控除の物価に連動した引上げについて、令和８年度税制改正で検討し、結論を得る。
- 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、０歳から高校３年生までのこどもたちに１人当たり２万円の物価高対応子育て応援手当（仮称）を支給する。

施行済みの改正